

弘前市職員（医療職）採用資格試験を次のとおり行います。

令和4年5月2日

弘 前 市 長 櫻 田 宏

1 試験職種、職務内容、受験資格及び採用予定人数

試験職種	職務内容	受 験 資 格	採用予定人数
保健師	保健指導等に関する職務	昭和63年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有する者又は令和5年5月31日までに免許を取得する見込みの者。	2人程度

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条に該当する者（(1)～(3)）は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 第一次試験

- (1) 試験日及び場所 令和4年6月19日（日） 青森県立弘前工業高等学校（弘前市大字馬屋町6-2）

注）新型コロナウイルス感染拡大や災害等により試験の実施日程等に変更が生じた場合は、市ホームページ及び弘前市職員採用試験公式ツイッターへの掲載等によりお知らせします。

- (2) 試験の方法 職員（医療職）として職務に必要な専門的知識及び能力等について次により行います。

試験種目	内 容 ・ 出 題 分 野
適性検査	照合、分類、計算等の正確さ、迅速さ等作業能力 【五肢択一式筆記試験】（100題 10分）
専門試験	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論 【五肢択一式筆記試験】（30題 90分）
性格検査	公務員としての職業生活への適応性等 【四肢択一式筆記試験】（150題 20分）

- (3) 第一次試験合格発表予定日 令和4年7月4日（月）

弘前市役所前の掲示板（観光館側公衆電話横）に掲示します。

文書による通知は、合格者のみに行います。

市のホームページにも掲載予定です。ホームページ・アドレス <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>

3 第二次試験

- (1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。

- (2) 試験の方法 性格検査、小論文試験及び面接試験を行います。

4 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から起算して2年間です。

ただし、免許取得見込みで受験し合格した者が、令和5年3月までに実施される国家試験に合格できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないこともあります。

すでに免許を取得している者が合格した場合は、原則として令和4年10月1日以降の採用となります。

免許取得見込みの者が合格した場合は、原則として令和5年5月1日以降に保健師として採用となります。

5 試験成績の開示（閲覧）

この試験で不合格になった人は、本人情報（成績）の開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート、学生証等）を持参のうえ、市役所前川本館2階人事課人事研修係へ直接おいでください。（印鑑、受験票は不要です。）

受付時間は、平日の、午前8時30分から午後5時までです。

開示する期間は、合格発表の日から1か月間です。

開示する内容は、第一次試験、第二次試験ともに順位及び得点です。

6 給与・勤務条件等（令和4年4月1日現在）

(1) 基本給月額（初任給） 212,600円（令和4年採用の保健師学校・養成所新卒者の場合）

職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）することもあります。

(2) 諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。

また、要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

(3) 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分（原則）

(4) 休暇制度 年次有給休暇（年20日。4月1日採用の場合は、その年は15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し）
病気休暇、特別休暇等

7 受験手続

次の書類を弘前市総務部人事課人事研修係（市役所前川本館2階）に提出してください。

○受験申込書 1通 必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。

○受験票 1通 受験票は、次のいずれかにより準備してください。

・官製はがき（63円）に、市ホームページに掲載している「受験票様式」を印刷または貼付けし、返送先住所・氏名を記入する。

・人事課で交付する受験票の様式に、63円切手を貼り、返送先住所・氏名を記入する。

記載事項に不正があると受験が無効となったり、合格が取り消される場合があります。

※受験申込書及び受験票の様式は市ホームページからダウンロードできます。

受験申込書はA4サイズの紙に印刷して提出してください（両面印刷可）。

※郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角2号）を同封して、封筒の表に「保健師試験案内希望」と朱書きして、弘前市総務部人事課人事研修係へ郵送してください。

8 申込受付期間等

○申込受付期間 令和4年5月10日（火）から令和4年5月31日（火）まで（必着）

（土曜日、日曜日は閉庁していますので、受付をしません。）

○受付時間 午前8時30分から午後5時まで。（この時間内に受付場所に到着したものに限り受付をします。）

○受付場所 市役所前川本館2階人事課人事研修係

なお、郵送による場合は、令和4年5月31日（火）までに到着したものに限り受付をします。

また、簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。

9 受験票の交付

受験票は、令和4年6月7日（火）ころ発送する予定です。なお、受験票が6月13日（月）までに届かない場合は、問い合わせ先へ連絡してください。

帰省等による行き違いがないよう、受験票の宛先は確実に受領できる住所を記入してください。

10 任期付職員（育児休業代替）登録試験について

受験申込書の「任期付職員（育児休業代替）を希望」欄にチェックを入れると、保健師試験と任期付職員（育児休業代替）登録試験の両方を受験できます。

まず保健師試験の選考を行い、合格者を決定します。その後、不合格者のうちの成績上位者を対象として、任期付職員（育児休業代替）登録試験の選考を行います。

※ 保健師試験のみ受験する場合でも、ダブル受験する場合でも第一次試験の内容は同じです。

※ 任期付職員（育児休業代替）登録試験の選考に際しては、対象となる者に別途通知します。

任期付職員（育児休業代替）とは…

- 育児休業を取得する職員の代替として勤務する正規職員です。
- 名簿登録期間は3年間です。職員が育児休業を取得した場合に採用について連絡します。
- 任期は6か月以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて設定されます。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、名簿に登録されても採用されない場合があります。
- 任期があること及び育児休業・育児短時間勤務ができないこと以外の勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等）については、原則として一般の職員と同様の取り扱いとなります。
- 任期付職員（育児休業代替）としての採用は、弘前市職員（任期の定めのない）の採用の際に優先的な取り扱いをされるものではありません。ただし、第一次試験において勤務成績に応じた加点制度があります。

11 問い合わせ先

問い合わせは、弘前市総務部人事課人事研修係（〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

電話 0172-35-1111 内線533・544 又は 0172-35-1119（直通）にしてください。

試験に関する情報は、市ホームページ及び弘前市職員採用試験公式ツイッターに掲載しています。

※注意事項

試験場及び周辺商店等は、駐車禁止としますので、バス・電車等の交通機関を利用してください。

また、試験場である弘前工業高等学校の敷地内は、全面禁煙とします。

自動車の駐車、工業高等学校敷地内での喫煙、その他係員の指示に従わない場合等は、受験を停止させることがありますので注意してください。

バス：弘南バス 枯木平線、駒越線(工業高校経由)等「工業高校前」又は西目屋村役場・居森平線、相馬線等「市役所前」

停留所下車、徒歩5分

電車：弘南鉄道大鰐線 「中央弘前」駅下車、徒歩25分